【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月30日
【会社名】	株式会社ヤマダホールディングス
【英訳名】	YAMADA HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長CEO　山田 昇
【本店の所在の場所】	群馬県高崎市栄町１番１号
【電話番号】	０５７０（０７８）１８１　（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員　福井 章
【最寄りの連絡場所】	群馬県高崎市栄町１番１号
【電話番号】	０５７０（０７８）１８１　（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員　福井 章
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1 【提出理由】

2022年６月29日開催の当社第45回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年６月29日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　剰余金処分の件

① 期末配当に関する事項

当社普通株式１株につき金18円　　総額　15,048,506,754円

効力発生日　2022年６月30日

② その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金　　　14,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　14,000,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

①当社子会社の事業内容の多様化に伴い、当社の事業目的（現行定款第２条）に追加、所要の変更を行うものであります。

②「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 変更案第16条第１項は、株主総会参考書類等の内容である書面について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第16条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

第３号議案　取締役８名選任の件

山田 昇、村澤 圧司、小暮 めぐ美、福井 章、福田 貴之、得平 司、光成 美樹、吉永 國光を取締役に選任するものであります。

なお、得平 司、光成 美樹、吉永 國光は、社外取締役であります。

第４号議案　監査役１名選任の件

五十嵐 誠を監査役に選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第１号議案 剰余金処分の件	5,709,389	41,287	2	（注）１	可決 （99.28%）
第２号議案 定款一部変更の件	5,729,250	21,436	2	（注）２	可決 （99.63%）
第３号議案 取締役８名選任の件				（注）３	
山田　昇	4,881,786	813,868	55,020		可決 （84.89%）
村澤　圧司	5,386,544	364,135	2		可決 （93.67%）
小暮　めぐ美	5,386,518	364,161	2		可決 （93.67%）
福井　章	5,477,628	273,051	2		可決 （95.25%）
福田　貴之	5,478,640	272,039	2		可決 （95.27%）
得平　司	5,629,577	121,102	2		可決 （97.89%）
光成　美樹	5,680,100	70,579	2		可決 （98.77%）
吉永　國光	4,911,460	839,217	2		可決 （85.41%）
第４号議案 監査役１名選任の件				（注）３	
五十嵐　誠	5,288,107	432,490	30,056		可決 （91.96%）

（注）１．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権数は加算しておりません。

以　上